

○国立大学法人茨城大学構内における撮影に関する取扱要項
(令和4年6月21日要項第20号)

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人茨城大学固定資産取扱規程(平成27年規程第57号)第29条の規定に基づき、国立大学法人茨城大学(以下「本学」という。)の構内において学外者が行う撮影の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。
(適用範囲)

第2条 この要項は、構内において学外者が行う撮影(映画、テレビ、動画等の制作のために行う映像撮影又は広告、ポスター、カレンダー、雑誌、教材、資料等の制作のために行う写真撮影をいう。以下同じ。)に適用する。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 本学の依頼に基づく撮影
- (2) 本学の取組等を取材又は報道するために行う撮影

(撮影可能場所)

第3条 撮影が可能な場所は、次に掲げる場所とする。ただし、学長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 水戸キャンパス 図書館前広場及びその付近
- (2) 日立キャンパス 講義棟前広場及びその付近
- (3) 阿見キャンパス 講義棟前中庭及びその付近
- (4) 五浦美術文化研究所
- (5) 理学部附属宇宙科学教育研究センター

(撮影可能日)

第4条 撮影可能日は、次表に掲げる日のうち、本学の教育研究活動又は管理運営に支障がない日とする。ただし、学長が特に認めた場合は、この限りでない。

撮影場所	撮影可能日
水戸キャンパス	日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに春季休業、夏季休業及び冬季休業の期間
日立キャンパス	
阿見キャンパス	
理学部附属宇宙科学教育研究センター	
五浦美術文化研究所	休館日以外の日

(撮影可能時間)

第5条 撮影可能時間は、午前8時30分から午後5時00分までとする。ただし、学長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 撮影可能時間には、搬入・搬出等の準備及び後片付けの時間を含むものとする。

(撮影の申請)

第6条 撮影を希望する者(以下「申請者」という。)は、「茨城大学構内撮影許可申請書(以下「申請書」という。)(別紙様式1)に、撮影内容を明記した企画書等を添えて、原則として撮影希望日の1ヶ月前までに学長に申請しなければならない。

(撮影の許可)

第7条 学長は、前条に規定する申請があった場合は、当該申請の内容が適当であり、次に掲げる事項に該当しないと認めるときは、「茨城大学構内撮影許可書(別紙様式2)の交付をもってその撮影を許可する。

- (1) 本学の教育研究等の妨げになると判断されるもの

- (2) 本学を嘲笑する意図があると判断されるもの
- (3) 本学の名誉を傷つけると判断されるもの
- (4) 個人的な営利目的と判断されるもの
- (5) 本学の教育研究等を侮辱する内容が含まれると判断されるもの
- (6) 暴力行為等非合法的な行為及びそれを連想させるもの
- (7) その他教育機関としてふさわしくないと判断される場合

2 学長は、前項に規定する許可に際し、構内の保全及び適切な管理のため、撮影の許可に条件を付すことができる。

(撮影許可の取消し等)

第8条 学長は、次のいずれかに該当するときは、撮影の許可を取り消し、撮影を中止させ、又は条件を変更して撮影させることができる。

- (1) 本学が第3条に規定する場所を使用する必要が生じたとき。
- (2) 管理上の問題が生じたとき。
- (3) 撮影責任者(撮影を許可された申請者をいう。以下同じ。)がこの要項又は前条第2項により付された条件に違反したと判断したとき。
- (4) 申請書に記載された事項が事実と異なるとき。
- (5) 本学の指示に従わないとき。
- (6) その他撮影を行うことが適当でないと判断したとき。

2 前項の規定に基づく撮影許可の取消し等により申請者に損害が生じた場合であっても、本学は当該損害を賠償する責任を負わない。

(撮影料等)

第9条 撮影責任者は、撮影料として1時間につき50,000円を本学の指定する日までに納付しなければならない。この場合において、1時間未満の端数があるときは、その端数は、1時間とする。

2 撮影料の納付は、本学が発行する請求書により、本学が指定する預金口座へ振り込むものとする。

3 既納の撮影料は返還しない。ただし、前条第1項第1号又は第2号の規定により撮影許可を取り消し、撮影を中止し、又は条件を変更して撮影させた場合及び天災その他やむを得ないと認めた場合は、その全部又は一部を返還することがある。

4 第1項の規定にかかわらず、学長が特に認めるときは、撮影料の全部又は一部を免除することができる。

5 撮影責任者は、撮影に併せて本学の施設(講堂、教室その他の建物をいう。)を使用する場合には、第1項に規定する撮影料に加え、国立大学法人茨城大学固定資産使用許可取扱要項(平成16年要項第11号)第7条に基づき、使用料を納付しなければならない。この場合において、撮影責任者は、同要項第3条に基づき、固定資産等の使用を許可されたものとみなす。

(撮影権の譲渡等の禁止)

第10条 撮影責任者は、撮影の権利を第三者に譲渡し、又は貸与してはならない。

(損害賠償保険への加入)

第11条 撮影責任者は、撮影中の事故に備え、損害賠償保険に加入しなければならない。ただし、広告、ポスター、雑誌等の小規模な撮影であって、本学に対して損害賠償を確約した場合には、この限りでない。

(災害対策等)

第12条 撮影責任者は、火災その他の災害発生時への備え並びに撮影関係者及び見学者等の安全管理を行わなければならない。

2 撮影責任者は、第7条第1項により許可された場所以外の場所に撮影関係者、見学者等が立ち入らないよう十分配慮しなければならない。

(工作の禁止)

第13条 撮影責任者は、本学の固定資産等に、原状回復が困難となるおそれがある加工その他特別の工作をしてはならない。

(原状回復)

第14条 撮影責任者は、撮影後直ちに本学の固定資産等を撮影前の状況に復さなければならない。

2 撮影責任者は、撮影中(撮影に伴う準備時間等を含む。)に次のいずれかに該当する事案が発生した場合には、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(1) 本学の固定資産等を損傷、汚損又は滅失した場合(見学者等によるものを含む。)

(2) 前項に定める原状回復を怠った場合

(3) 第8条第2項の規定により付した条件に違反した場合

(管理上の立入)

第15条 本学職員は管理上必要があると判断したときは、撮影中であっても撮影場所に立ち入ることができる。

(事務)

第16条 撮影の取扱いに関する事務は、関係各課及び学部事務部の協力を得て、財務部施設課において処理する。

(雑則)

第17条 この要項に定めるもののほか撮影に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和4年6月21日から実施する。

別紙様式1(第6条関係)

[別紙参照]

別紙様式2(第7条関係)

[別紙参照]